

# 令和3年八郎潟町議会第3回臨時会 会議録

令和3年 5月14日(金)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会第3回臨時会は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。5番 石井清人君、6番 京極幸村君を指名いたします。  
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 伊藤敦朗 おはようございます。私から、第3回臨時会の日程・運営等について、審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。  
本日、午前9時15分から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。  
今回の臨時会の議案等は、専決処分の承認案件4件と、条例の一部改正、一般会計補正予算、工事の委託に関する協定の締結についての3議案であります。  
従って、本委員会では会期を本日1日限りと決定しております。  
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会のご報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 伊藤秋雄 本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りと決定して、ご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。  
。それでは、日程第3、承認第2号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認を求めることについてを上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 おはようございます。  
本日提出いたします承認及び議案の概要について、ご説明申し上げます。  
承認第2号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認を求めることについて  
令和2年度の補正予算書2ページ、「第1表繰越明許費補正」をご覧ください。ため池等整備事業については、補正予算(第10号)で繰越明許費を設定しておりましたが、繰越金額を精査したところ予算不足が生じたことから、金額を29万3千円に変更したものでございます。  
議案として議会に提出する必要がありましたが、議会の議決を経る時間的な余裕がなかったため専決処分をしたものであり、これについて議会に報告し、その承認を求めるものでございます。  
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 伊藤秋雄 これより、承認第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて承認第2号に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第3、承認第2号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認を求めることについて、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって承認第2号は、承認することに決定いたしました。

次に日程第4、承認第3号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めるとについて、を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫

承認第3号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めるとについて

令和2年度の補正予算書4ページ、「第1表繰越明許費補正」をご覧ください。秋田湾・雄物川流域下水道事業については、補正予算（第2号）で繰越明許費を設定していましたが、繰越金額を精査したところ予算不足が生じたことから、金額を632万円に変更したものでございます。

議案として議会に提出する必要がありましたが、議会の議決を経る時間的な余裕がなかったため専決処分をしたものであり、これについて議会に報告し、その承認を求めるとでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄

これより、承認第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄

質疑なしと認めます。これにて承認第3号に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄

討論なしと認めます。採決いたします。

日程第4、承認第3号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めるとについて、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

議長 伊藤秋雄

起立全員であります。よって承認第3号は、承認することに決定いたしました。  
次に日程第5、承認第4号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるとについて、を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫

承認第4号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるとについて  
会議日程資料の1ページをご覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律、その他の政令や省令が令和3年3月31日に交付され、令和3年4月1日に施行されることに伴い、八郎潟町町税条例等について、所要の規定の整備を行うものでございます。

主な改正内容は、固定資産税について、宅地等に係る現行の負担調整措置を令和3年度から令和5年度までの固定資産税について、引き続き適用する。

また、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する宅地等について、前年度の課税標準額に据え置くこととするなどであります。議案として議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経る時間的な余裕がなかったため専決処分したものであり、これについて議会に報告し、その承認を求めるとでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄

これより、承認第4号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄

質疑なしと認めます。これにて承認第4号に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄

討論なしと認めます。採決いたします。

日程第5、承認第4号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるとについて、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって承認第4号は、承認することに決定いたしました。次に日程第6、承認第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を上程いたします。提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 会議日程資料の39ページをご覧ください。  
承認第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて  
行政不服審査法施行令の一部改正により、審査請求人の押印が不要とされたことに準じ、地方税法に基づき価格に関する不服の審査等を規定している固定資産評価審査委員会条例について、審査申出書等の書面への押印及び署名を不要とする一部改正をするものでございます。  
議会に提出する必要がありましたが、施行日を令和3年4月1日としているため、施行日前に議会の議決を経る時間的な余裕がなかったため専決処分したものであり、これについて議会に報告し、その承認を求めるものでございます。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 伊藤秋雄 これより、承認第5号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて承認第5号に対する質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第6、承認第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって承認第5号は、承認することに決定いたしました。次に日程第7、議案第27号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、を上程いたします。提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 会議日程資料の42ページをご覧ください。  
議案第27号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
新型コロナウイルスワクチン予防接種の開始に伴い、万が一、健康被害が生じた場合調査委員会の開催が義務付けられていることから、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員となる八郎潟町予防接種被害調査委員会の委員の報酬及び費用弁償について定める必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。  
なお、本条例は公布の日から施行することとしております。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 伊藤秋雄 これより、議案第27号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
はい、2番 小柳聡君。
- 2番 小柳 聡 2番の小柳です。この費用弁償2,000円という金額なんですけども、以前から委員会の方でも2,000円という金額、ちょっともう少し上げてもいいんじゃないかという議論がされたと思うんですけども、そういった金額設定、これに関してそういった作る段階で議論されたか、というところをちょっとお伺いしてその考え方もお伺いしたいと思います。
- 議長 伊藤秋雄 はい、村井総務課長。
- 総務課長 村井健一 ただ今のご質問にお答えします。  
金額設定につきましては別表の方にある通り、医師である場合は15,000円以内これ以外の者につきましては日額2,000円としております。  
これにつきましては、従来の例えば学校医、薬剤師等も2,000円と規定されてお

るところでございますので、今回の場合はこれらに準じて設定したという経緯がございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第7、議案第27号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第27号は原案どおり可決されました。  
次に日程第8、議案第28号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)について、を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫  
議案第28号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)について  
補正予算書1ページをご覧ください。歳入歳出にそれぞれ1億604万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億2,400万円としております。  
始めに、歳入の主なものをご説明いたします。8・9ページ、国庫支出金、衛生費国庫負担金に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金690万5千円を追加しております。  
総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,809万8千円の追加は、令和2年度の国の第3次補正予算に係るものでございます。  
衛生費国庫補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金753万2千円を追加しております。  
県支出金、民生費県補助金に新型コロナウイルス対策生活応援事業費補助金1,800万円、新型コロナウイルス対策生活応援事業事務費補助金550万2千円を追加しております。これは、低所得世帯及び子育て世帯への生活応援事業に係る県補助金でございます。  
続きまして、歳出の主なものをご説明申し上げます。  
10・11ページ、総務費、一般管理費の消耗品費53万8千円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策として、町施設で使用する物品用消毒液及び手指用消毒液の購入に係るものでございます。  
民生費、社会福祉総務費の子育て支援臨時給付金230万円の追加は、子育て支援として、出生した子供に対し1人当たり10万円を支給するものでございます。  
地域商品券交付金1,800万円の追加は、住民税非課税世帯及び児童手当受給世帯への生活支援として1人当たり1万円の地域商品券を発行するものでございます。  
民生費、児童措置費の子育て世帯への応援給付金480万円の追加は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、認定こども園保育料の助成に係るものでございます。  
12・13ページ、衛生費の予防費に総額1,444万6千円を追加しております。これは新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る実施体制が概ね確立したことから主に医師・看護師の謝礼及び職員の時間外手当、人材派遣業務委託料等の予算の増額及び組替をしたものでございます。  
14・15ページ、商工費、商工振興費の総額6,046万円の追加は、1人当たり1万円の地域商品券を発行するための関係経費でございます。  
なお、各項目に計上されております人件費につきましては、16ページからの「給与費明細書」に記載しております。特別職につきましては、予防接種健康被害調査委員会の設置に伴う委員報酬4万9千円を追加しております。  
一般職につきましては、総額で669万9千円の追加となっております。これは、主に地域商品券の発行事業に係る会計年度任用職員の増によるものでございます。  
以上が一般会計補正予算(第1号)の概要でございます。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議長 伊藤秋雄 これより、議案第28号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第8、議案第28号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)について  
原案どおり決することについて、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第28号は原案どおり可決されました。  
次に日程第9、議案第29号 工事の委託に関する協定の締結について(奥羽本線八  
郎潟駅構内ふれあいロード橋補修工事)を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 会議日程資料の45ページをご覧ください。  
議案第29号 工事の委託に関する協定の締結について  
八郎潟駅構内の、ふれあいロード橋補修工事について、JR東日本秋田支社と工事の  
委託に関する協定を締結することについて、八郎潟町議会の議決に付すべき契約及び財  
産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるた  
め、提案するものでございます。  
よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
- 議長 伊藤秋雄 これより、議案第29号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第9、議案第29号 工事の委託に関する協定の締結について(奥羽本線八郎潟  
駅構内ふれあいロード橋補修工事)につきまして、原案どおり決することに賛成の諸君  
の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第29号は原案どおり可決されました。  
今臨時会に付託された事件は全て終了いたしました。  
これをもって、八郎潟町議会第3回臨時会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

( 閉会 午前10時27分 )